破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２１号
奈良県宇陀市大宇陀小附803番地の10、前住所奈良県宇陀市大宇陀西山1173番地の１
債務者　竹田きよ子
１　決定年月日時　平成26年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
函館市美原１丁目41番23号　コーポ駒澤２Ｆ８号
債務者　大川　裕子
１　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１８２号
大阪府寝屋川市寿町７番14号
債務者　安川　秀男
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４８号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番32号デルニエアン205号
債務者　東口　竜次
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３０号
大阪府四條畷市江瀬美町10番６号　ツルミハイツ101
債務者　橋本　春美
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９９号
大阪府豊中市東泉丘２丁目７番２―106号
債務者　三谷　一人
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８２号
大阪府枚方市東山１丁目47番地の１　503、前住所兵庫県三田市三輪１丁目７番15―806号
債務者　野津伸一郎
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８６号
大阪市平野区加美正覚寺２丁目６番37号
債務者　今村　美幸
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２８号
大阪府寝屋川市平池町18番18号
債務者　田辺　　進
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８３号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目17番10号、元事業所所在地大阪府豊中市服部豊町１丁目３番15号
債務者　服部珉珉こと　長岡　哲夫
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８５号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番36―302号
債務者　岩本　和浩
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１号
奈良県北葛城郡広陵町大字的場120番地８
債務者　中谷　綾子（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
山口県美祢市大嶺町西分1462番地４
債務者　谷口　英昭
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１０４号
山口県宇部市大字上宇部211番地３　ガーデンハイツ上宇部Ｉ108号、従前の住所山口県宇部市開６丁目23番６―506号
債務者　的場　純子
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６９号
岐阜県不破郡垂井町表佐1227番地の14
債務者　小田愛次郎
１　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６２４号
堺市東区日置荘原寺町140番地23
債務者　岩谷左官工業こと　岩谷　竹師
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４４号
大阪府高石市取石１丁目11番６号
債務者　斉藤　武史
１　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係